

○福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則

平成三十年十一月九日

福島県規則第七五号

福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則をここに交付する。

福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づき、知事が県計画（法第四条第一項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）において定める知事管理量（法第四条第二項第四号に規定する第一種特定海洋生物資源知事管理量をいう。以下同じ。）及び採捕の期間別の数量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止その他くろまぐろの採捕に関し必要な事項を定めるものとする。

(採捕の停止命令の発動要件)

第二条 知事は、管理期間（体重三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は体重三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第三条第一項に規定する海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、小型魚又は大型魚の採捕の数量が、知事が県計画において定める小型魚若しくは大型魚の知事管理量又知事が県計画において定める小型魚若しくは大型魚の期間別の数量（以下単に「期間別の数量」という。）を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときには、直ちにその旨を告示するものとする。

(採捕の停止命令)

第三条 前条の場合において、県計画で対象とする漁業を営む者及び漁業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において、次の各号の告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

- 一 知事が知事管理量の数量に係る告示をした場合 当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの期間
- 二 知事が期間別の数量に係る告示をした場合 当該告示の日の翌日から当該告示に係る採捕の期間の末日まで又は前条の規定による告示の際に知事が別に定める日までの期間

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。